

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2020年4月24日
【会社名】	株式会社倉元製作所
【英訳名】	KURAMOTO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 時 慧
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 小峰 衛
【最寄りの連絡場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 小峰 衛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 700,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年3月13日に提出いたしました有価証券届出書、2020年3月18日、2020年3月23日、2020年3月27日、2020年3月31日及び2020年4月1日の記載事項の一部に訂正すべき箇所が生じたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

(訂正前)

(2)【手取金の使途】

(中略)

具体的な使途

(中略)

c. 設備投資資金 (NOVOCARE)

(中略)

当社としては、今後、Novocare社との間で上記覚書に基づく業務提携契約書を締結する予定ですが、上記業務提携に関する覚書の概要 (a)(b)のとおり、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られない場合、または本第三者割当増資に係る払込金額の総額(7億円)の払い込みがなされない場合には、業務提携契約書の締結は行われないこととなります。

なお、2020年3月30日開催の本定時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は原案通り承認可決されました。

(後略)

(訂正後)

(2)【手取金の使途】

(中略)

具体的な使途

(中略)

c. 設備投資資金 (NOVOCARE)

(中略)

当社としては、今後、Novocare社との間で上記覚書に基づく業務提携契約書を締結する予定ですが、上記業務提携に関する覚書の概要 (a)(b)のとおり、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られない場合、または本第三者割当増資に係る払込金額の総額(7億円)の払い込みがなされない場合には、業務提携契約書の締結は行われないこととなります。

なお、2020年3月30日開催の本定時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案は原案通り承認可決されました。

現在、Novocare社との間で上記覚書に基づく業務提携契約書の締結にむけた協議を行っております。また、後記のとおり、本第三者割当増資の割当予定先であるニューセンチュリー有限責任事業組合については、2020年3月13日現在の出資総額が1000万円であったところ、払込日時点までに、⑤④征瑜氏が5,000万円、李宇氏が6億3,000万円を出資し、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資する予定であり、⑤④征瑜氏及び李宇氏の両氏による出資が実現しない見通しとなった場合は、光博有限公司の追加出資額は6億8,200万円となる予定でしたが、最終的に、⑤④征瑜氏及び李宇氏の両氏による出資はなされず、光博有限公司による6億8,200万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社による800万円の追加出資がなされました。これによる、Novocare社との業務提携の締結及びNOVOCARE事業に対する設備投資の予定に変更はありません。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(訂正前)

(1) 本株式会社について

割当予定先の概要

名称 : ニューセンチュリー有限責任事業組合
所在地 : 東京都世田谷区深沢八丁目6番6号
設立根拠等 : 有限責任事業組合契約に関する法律
出資の総額 : 1,000万円
出資者・出資比率・出資者の概要 : ニューセンチュリーキャピタル株式会社 20%
光博有限公司(Prolight Corporation Limited) 80%
業務統括組員 : 該当事項はありません。

注1. 出資の総額は本届出書の提出日である2020年3月13日現在の内容です。出資の総額については払込期間である2020年4月7日から2020年4月28日までに7億円となる予定です。

2. 出資者・出資比率・出資者の概要は2020年3月13日現在の内容です。今後、出資者として⁵⁴征瑜氏が5,000万円、李宇氏が6億3,000万円を同有限責任事業組合に対して出資するとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資する予定であり、これにより、払込日時点における同有限責任事業組合に対する出資比率は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が1.43%、光博有限公司が1.43%、⁵⁴征瑜氏が7.14%、李宇氏が90.00%となる予定です。なお、両氏による出資が実現しない見通しとなった場合は、光博有限公司の追加出資額は6億8,200万円となる予定であり、これにより、払込日時点における同有限責任事業組合に対する出資比率は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が1.43%、光博有限公司が98.57%となる予定です。当該出資者および出資比率につきましては、変更が生じ次第適時に開示いたします。

(中略)

割当予定先の選定理由

(中略)

以上の結果、当社としては、Novocare社との業務提携を進める観点及び当社の早期かつ確実な資金調達を図る観点から、まずは、⁵⁴征瑜氏より5000万円、李宇氏より6億3,000万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社より1,000万円、光博有限公司により1000万円をそれぞれニューセンチュリー有限責任事業組合に対して出資していただいた上で同有限責任事業組合より総額7億円の出資をしていただくことを目指し、万が一、それが本第三者割当増資の払込に向けたスケジュールに間に合わない場合には、光博有限公司の出資額を増額し、光博有限公司より6億9,000万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社より1,000万円をニューセンチュリー有限責任事業組合に出資していただいた上で同有限責任事業組合より総額7億円の出資をしていただくことにしました。

ニューセンチュリー有限責任事業組合の本届出書の提出日である2020年3月13日時点の出資の総額は1,000万円(出資額はニューセンチュリーキャピタル株式会社200万円、光博有限公司800万円)ですが、今後、⁵⁴征瑜氏が5,000万円、李宇氏が6億3,000万円を同有限責任事業組合に対して出資するとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資することにより、本第三者割当の払込期間である2020年4月7日から2020年4月28日までに、同有限責任事業組合の出資の総額は7億円となる予定です。また、万が一、⁵⁴征瑜氏及び李宇氏の出資が上記払込期間までに実現しない見通しとなったときは、光博有限公司が6億8,200万円を同有限責任事業組合に対して出資するとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円を追加出資することにより、本第三者割当の払込期間である2020年4月7日から2020年4月28日までに、同有限責任事業組合の出資の総額は7億円となる予定です。

(後略)

(訂正後)

(1) 本株式について

割当予定先の概要

名称 : ニューセンチュリー有限責任事業組合
所在地 : 東京都世田谷区深沢八丁目6番6号
設立根拠等 : 有限責任事業組合契約に関する法律
出資の総額 : 1,000万円
出資者・出資比率・出資者の概要 : ニューセンチュリーキャピタル株式会社 20%
光博有限公司(Prolight Corporation Limited) 80%
業務統括組合員 : 該当事項はありません。

注1. 出資の総額は本届出書の提出日である2020年3月13日現在の内容です。出資の総額については払込期間である2020年4月7日から2020年4月28日までに7億円となる予定です。

2. 出資者・出資比率・出資者の概要は2020年3月13日現在の内容です。今後、出資者として⁵⁴征瑜氏が5,000万円、李宇氏が6億3,000万円を同有限責任事業組合に対して出資するとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資する予定であり、これにより、払込日時点における同有限責任事業組合に対する出資比率は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が1.43%、光博有限公司が1.43%、⁵⁴征瑜氏が7.14%、李宇氏が90.00%となる予定です。なお、両氏による出資が実現しない見通しとなった場合は、光博有限公司の追加出資額は6億8,200万円となる予定であり、これにより、払込日時点における同有限責任事業組合に対する出資比率は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が1.43%、光博有限公司が98.57%となる予定です。

その後、上記関係者による協議の結果、同有限責任事業組合に対しては、光博有限公司が6億8,200万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円を追加出資し、同有限責任事業組合に対する出資比率は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が1.43%、光博有限公司が98.57%となりました。

割当予定先の選定理由

(中略)

以上の結果、当社としては、Novocare社との業務提携を進める観点及び当社の早期かつ確実な資金調達を図る観点から、まずは、⁵⁴征瑜氏より5000万円、李宇氏より6億3,000万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社より1,000万円、光博有限公司により1000万円をそれぞれニューセンチュリー有限責任事業組合に対して出資していただいた上で同有限責任事業組合より総額7億円の出資をしていただくことを目指し、万が一、それが本第三者割当増資の払込に向けたスケジュールに間に合わない場合には、光博有限公司の出資額を増額し、光博有限公司より6億9,000万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社より1,000万円をニューセンチュリー有限責任事業組合に出資していただいた上で同有限責任事業組合より総額7億円の出資をしていただくことになりました。

ニューセンチュリー有限責任事業組合の本届出書の提出日である2020年3月13日時点の出資の総額は1,000万円(出資額はニューセンチュリーキャピタル株式会社200万円、光博有限公司800万円)ですが、今後、⁵⁴征瑜氏が5,000万円、李宇氏が6億3,000万円を同有限責任事業組合に対して出資するとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資することにより、本第三者割当の払込期間である2020年4月7日から2020年4月28日までに、同有限責任事業組合の出資の総額は7億円となる予定です。また、万が一、⁵⁴征瑜氏及び李宇氏の出資が上記払込期間までに実現しない見通しとなったときは、光博有限公司が6億8,200万円を同有限責任事業組合に対して出資するとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円を追加出資することにより、本第三者割当の払込期間である2020年4月7日から2020年4月28日までに、同有限責任事業組合の出資の総額は7億円となる予定です。

その後、2020年3月30日開催の定時株主総会において本第三者割当増資に関する議案が承認され、同日開催の事業再生ADR手続の第3回債権者会議の続行期日において、当社が策定する事業再生計画案につき、対象債権者であるお取引金融機関様のすべての合意により事業再生ADR手続が成立しましたが、本届出書につき、2020年3月18日、2020年3月23日、2020年3月27日付けで訂正届出書の提出を行ったことにより(さらにその後、2020年3月31日及び2020年4月1日付けでも訂正届出書を提出しました)、2020年3月30日時点において本第三者割当増資に関する有価証券届出書等の効力が発生していなかったため、それらの効力発生が確定した後に李宇氏がSunlord社の株式を売却して出資金である6億3,000万円を調達する場合には、払込に向けたスケジュールが想定よりも遅れる可能性が生じました。そこで、同有限責任事業組合の出資者であるニューセンチュリーキャピタル株式会社及び光博有限公司と⁵⁴征瑜氏及び李宇氏との協議の結果、光博有限公司の出資額を増額し、最終的に、光博有限公司が6億9,000万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が1,000万円を同有限責任事業組合に出資することとなりました。

(後略)